

亀岡市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年9月2日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

「畑野町高橋区」

1 変更があった事項及び内容

（1）代表者の変更

住 所 省略

氏 名 足立 強

（2）主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日 令和8年4月1日

3 変更理由 任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更